

⑤特別活動指導

情操を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養うことに資する活動の実施に関して行う指導です。

- ・自主的活動
- ・クラブ活動
- ・情操的活動
- ・行事
- ・社会貢献活動（ボランティア活動）

茶道クラブ



運動会



クリスマス発表会



社会復帰支援

出院後に自立した生活を営む上での困難を有する在院者に対して、円滑な社会復帰を図るための支援を行います。

- ・進路指導
- ・帰住調整
- ・就労支援
- ・キャリアコンサルティング
- ・修学支援（復学調整）
- ・保護者に対する協力の求め等
- ・通信制高校への編入
- ・退院者等からの相談
- ・福祉支援



創作活動

一日の生活（平日）	
7:00	起床、掃除、身辺整理
8:00	朝食
8:50	マインドフルネス
9:00	出寮、朝礼、教育活動
12:00	昼食、余暇時間
13:00	教育活動
17:00	夕食、余暇時間
18:30	日記記入
19:00	ニュース視聴
19:30	職業指導
20:00	余暇時間
21:00	就寝
◎夜の余暇時間にはテレビが視聴できます	

主な行事	
4月	観桜会
6月	苑内意見発表会
7月	プール開き
9月	水泳記録会
10月	運動会
11月	収穫感謝祭
12月	クリスマス発表会
1月	成人式
3月	卒業証書授与式
◎毎月、進級式・誕生日会があります	
◎その他、保護者参加型の授業も行います	

貴船原少女苑

KIFUNEBARA Juvenile Training School for Girls



〒739-0151
 広島県東広島市八本松町原6088
 082-429-3001



貴船原少女苑は（種別など）

貴船原少女苑は、中国地方の家庭裁判所において第1種及び第2種少年院送致決定並びに第5種少年院収容決定を受けた女子少年のほか、近畿地方、四国地方及び九州地方の家庭裁判所で第1種少年院送致決定を受けた14歳未満の女子少年を収容する少年院です。

また、現在は神戸家庭裁判所で決定した女子の一部も収容することになっています。

貴船原少女苑の沿革

昭和24年1月 広島少年院分院として発足（広島市佐伯区三宅町）

昭和26年4月 本院に昇格、貴船原少女苑として発足

平成6年3月 現地新設移転（東広島市八本松町）

平成27年6月 改正少年院法施行

平成28年4月 広島少年院の分院となる

令和4年4月 改正少年法施行

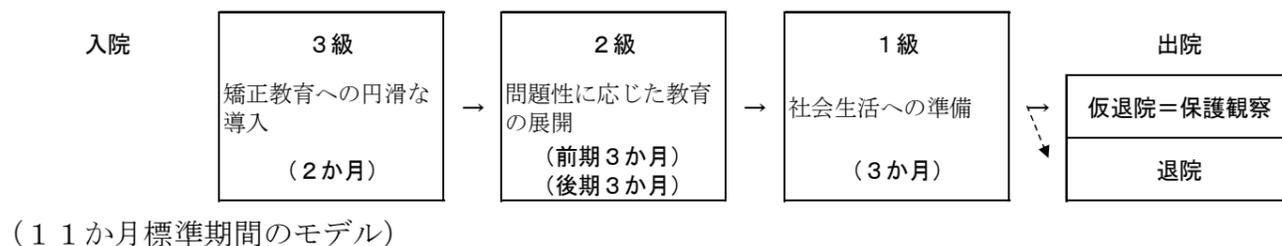
矯正教育課程

貴船原少女苑が実施する矯正教育課程は、社会適応課程V（外国人等）、医療措置課程、受刑在院者課程を除く矯正教育課程です。矯正教育の目標が異なる複数の矯正教育課程に対応しなければならず、短期間等の処遇勧告の付された者などにも対応します。

入院から出院まで

第1種少年院の標準教育予定期間は11か月（第2種少年院の標準教育予定期間は12か月、第5種少年院は11週又は20週）、短期間の処遇勧告が付された場合は20週です。

各級の教育期間は、成績評価によって伸縮があります。



矯正教育の内容

①生活指導

善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させるための指導です。

- 生活指導（基本的生活訓練、問題行動指導、治療的指導、被害者心情理解指導、特殊詐欺に関する指導、保護関係調整指導、進路指導）
- 特定生活指導（被害者の視点を取り入れた教育、薬物非行防止指導、暴力防止指導、家族関係指導、交友関係指導、成年社会参画指導）

②職業指導

勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるための指導です。コンピュータサービス技能評価試験（表計算・ワープロ）、危険物取扱者試験、秘書検定等の資格取得にもチャレンジさせます。

職業生活技能向上指導科
（手工芸コース）
（農園芸コース）

ICT技術科

製品企画科
（クラフトコース）
（アグリコース）



③教科指導

学校教育法に定める学校教育に準ずる内容に関する指導です。

- 義務教育指導（小・中学校の教科）
- 補習教育指導（珠算学習、漢字学習など⇒検定受験）
- 高等学校教育指導（高卒認定試験受験指導など）

④体育指導

善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる健全な心身を培わせるための指導です。球技、水泳、ジャズダンス、持久走などを行い、ダンスは運動会で来客に披露します。

バレーボール

水泳

ジャズダンス

